入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月16日

東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者

東京工事事務所長　井上　晋一

◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　船橋駅南口駅ビル（仮称）新築他

⑶　工事場所　千葉県船橋市本町一丁目1161番２他

⑷　工事概要

・（駅ビル棟）鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造、地上10階地下１階建、延床面積約9,800㎡

・（高架下店舗）地上１階建、延床面積約200㎡

・（高架下駅務室）地上１階建、延床面積約50㎡

詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。

⑸　工期　平成29年８月31日まで

⑹　使用する主要な資材　コンクリート約6,000㎥、鉄骨約230ｔ、鉄筋約1,200ｔ、板ガラス約1,400㎡

⑺　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。

⑻　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。

⑼　本工事は、既設の線路及び駅舎に近接する工事である。また、高架橋近接位置での場所打ち杭の施工、掘削土留工、薬液注入工を要し、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（財団法人鉄道総合技術研究所・平成19年１月発行）で定義される近接区分影響範囲Ⅲ「要対策範囲」の対象となる軌道変状のおそれを伴う工事である。

⑽　営業線、列車運行の安全確保はもとより、工事期間中も旅客通路を維持し続ける必要があり、工事エリア内において、旅客通路の切替え等が必要となるため、旅客の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）に十分配慮し、また、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。

⑾　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。

⑿　本工事に関係する駅ビルテナント内装設備工事、高架下駅務室の機械設備工事・電気設備工事は別途発注とする。これらの各工事担当者と連絡調整を取り、本工事を進めること。

⒀　本工事は、船橋市等が施行するペデストリアンデッキ工事（以下「船橋市等施行工事」という。）の工事エリアに隣接した工事である。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、船橋市等施行工事の工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。船橋市等施行工事の施工期間については、平成27年10月頃から５か月程度が予定されている。また、当該ペデストリアンデッキとの接続部分について、仕様書等に変更が生じる可能性がある。

2　発注者

⑴　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ジェイアール東日本都市開発の２者が、共同して発注を行う。

⑵　本工事の工事請負契約の締結は、東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ジェイアール東日本都市開発が共同して行う。

⑶　本工事の入札手続は、東日本旅客鉄道株式会社が発注者を代表して行う。

3　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、下記６⑶に定める申請書提出時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、ア）、イ）及びウ）の全ての施工実績を有すること。

ア）階数地上６階以上、地下１階以上及び延床面積6,000㎡以上の各条件をすべて満たす商業ビル又は複合ビルの新築工事（ただし、複合ビルにあっては商業用途の規模が延床面積3,000㎡以上の工事に限る。）

イ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事

ウ）軌道内又は鉄道営業線近接工事における下記工種を含む工事

(a)　基礎工（場所打ち杭の施工）

(b)　掘削土留工

(c)　薬液注入工　（(a)～(c)は別々の工事でもよい。）

ただし、上記ア）、イ）及びウ）は別々の工事でもよい。

②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積3,000㎡以上の商業ビル又は複合ビルの新築工事の施工実績を有すること。（ただし、複合ビルにあっては、商業用途の空間を含む工事に限る。）

⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。それに加えて、次の基準を満たす工事管理者１及び工事管理者２を本工事に配置できること。

①　監理技術者　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）及びイ）に定める工事（ただし、ア）及びイ）は別々の工事でもよい。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験がそれぞれ１年以上あり、かつ、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

②　工事管理者１　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。

③　工事管理者２　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ウ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、施工管理を行う技術者としての施工経験が下記ア）～ウ）の各工種についてそれぞれ１年以上あり、かつ、社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有するものであること。なお、この工事管理者２の配置期間は、本工事における下記ア）～ウ）の各工種の各工事期間（施工計画等の準備期間を含む。）とする。

１名の工事管理者２が下記ア）～ウ）の工種のうちの１ないし２の工種について１年以上の施工経験を有しない場合は、当該工種について１年以上の施工経験を有する別の工事管理者２を当該工種の工事期間に配置することができる。

また、上記⑹②の工事管理者１が、平成10年度以降に完成・引渡しが完了した上記⑸①ウ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、施工管理を行う技術者としての施工経験が下記ア）～ウ）の全工種（又は当該一部の工種）について１年以上の施工経験を有する場合は、下記ア）～ウ）の全工種（又は当該一部の工種）について工事管理者２を兼務することができる。

ア）基礎工

・軌道内又は鉄道営業線近接工事での場所打ち杭の施工を含む工事の施工経験年数　１年以上